

障害者総合支援法および児童福祉法における 相談支援（ケアマネジメント）の基本

有限会社あいの手介護サービス
主任相談支援専門員 小林 幸夫

この研修（講義）の獲得目標

法における相談支援専門員とサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の役割と両者の関連性について理解する。

- ①相談支援事業の基準に基づく相談支援専門員としての責務と業務を理解する。
- ②障害福祉サービスにおけるサービス管理責任者や児童発達支援管理者の責務と業務を理解する。
また、事業所管理者とサービス管理責任者の相違点についても、理解する。
- ③相談支援専門員とサービス管理責任者との連携の在り方と、その重要性を理解する。
- ④サービス等利用計画と個別支援計画の関係について理解する。

I 相談支援事業について

3

I 相談支援事業の成り立ちと 障害者総合支援法における相談支援事業

障害者への相談支援事業の経緯

平成2年～8年 身体・知的・精神各相談支援関連事業開始

- ◆身体障害者：市町村障害者生活支援事業……………（平成8年）
- ◆知的障害者：障害児（者）地域療育等拠点施設事業…（平成2年）
→障害児（者）地域療育等支援事業……………（平成8年）
- ◆精神障害者：精神障害者地域生活支援事業……………（平成8年）

平成15年 障害者支援費支給制度開始

- ◆措置から契約へ
相談支援事業一般財源化
- ◆国の補助事業から市町村事業へ

平成18年 障害者自立支援法施行

- ◆障害者相談支援事業開始（相談支援事業が法律に明記）
⇒相談支援専門員の創設
⇒サービス利用計画作成費の創設

平成24年 障害者自立支援法改正

- ◆相談支援体系の見直し
⇒特定相談支援
⇒一般相談支援
⇒障害児相談支援の創設

相談支援に関する平成20年当時の議論（平成20年12月16日社会保障審議会障害者部会（報告）資料より一部編集）

障害者の自立した生活を支えていくためには……

- 契約制度の下で障害福祉サービスを組み合わせることを継続的に支援していくこと。
- 個々の障害者の支援を通じて明らかになった地域の課題への対応について、地域全体で連携して検討し、支援体制を整えていくこと。



① 地域における相談体制

- 総合的な相談支援を行う拠点的な機関の設置（基幹相談支援センター）
研修事業の充実

② ケアマネジメントの在り方

- ・定期的にケアマネジメントを行い、本人及び本人を取り巻く状況の変化に応じて、継続して課題の解決や適切なサービス利用を支援していく必要がある。
- ・専門的な者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせることは、障害者にとって選択肢の拡大につながる。
- ・施設入所者についても日中活動を適切に組み合わせることが重要。
→ サービス利用計画作成費の対象を拡大することが必要（従来の計画作成が普及しなかった反省を踏まえて）
- 従来の市町村が支給決定した後に計画を作成するのではなく、支給決定に先立ち計画を作成することが適切なサービスの提供につながる。
- サービスの利用が、利用者のニーズや課題の解消に適合しているか確認するため、一定期間ごとにモニタリングを実施。
- 可能な限り中立的な者が、専門的な視点で一貫して行うことや、ノウハウの蓄積、専門的・専属的に対応できる人材の確保により質の向上を図る。

③ 自立支援協議会の活性化

- ・設置状況が低調
→ 法律上の位置づけの明確化
- ・運営の取り組み状況について市町村ごとに差が大きい
→ 好事例の周知、国・都道府県における設置・運営の支援

【経過】

これまで、障害者ケアマネジメントの必要性や相談支援の体制等に重要性に関しては、「障害者ケアガイドライン」報告書（平成14年3月31日）（障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会）により提言され、その後、*社会保障審議会障害者部会報告書（平成20年12月26日）においても大きく取り上げられてきた。

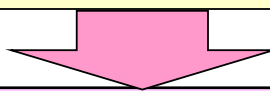
【趣旨】*記載事項を整理すると、次のとおりである

H26.2.27事務連絡（抜粋）

(1) 障害児者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには**定期的なケアマネジメントを行う体制**が求められること

(2) 障害児者にとって、**専門的な知見**を持った担当者からの**アドバイス**を活用してサービスを幅広く組み合わせることが、**選択肢の拡大**につながる

(3) 可能な限り中立的な者が、**専門的な観点**から**一貫してケアマネジメント**を行うことにより、市区町村の支給決定の裏付け又は個別のサービス・支援の内容の評価を**第三者的な観点**から行うことが可能となること



サービス等利用計画はツール

【目指すもの】

○各市区町村（わがまち）に住んでいる障害福祉サービス等を利用するすべてのひとに対して、時には近くで深く寄り添い、時には遠くから見守ることのできる「**相談支援専門員**」という専門職が身近にいる体制を整えること。

○そして、**誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくり**を目指すこと。

障害者相談支援事業

地域生活支援事業実施要綱より抜粋

<事業概要>

市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を促進する。

<実施主体>

市町村（指定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者への委託も可）

※事業を委託する場合は、市町村が設置する協議会において、委託事業者の事業計画等について、事業評価等をを行うことが適当。

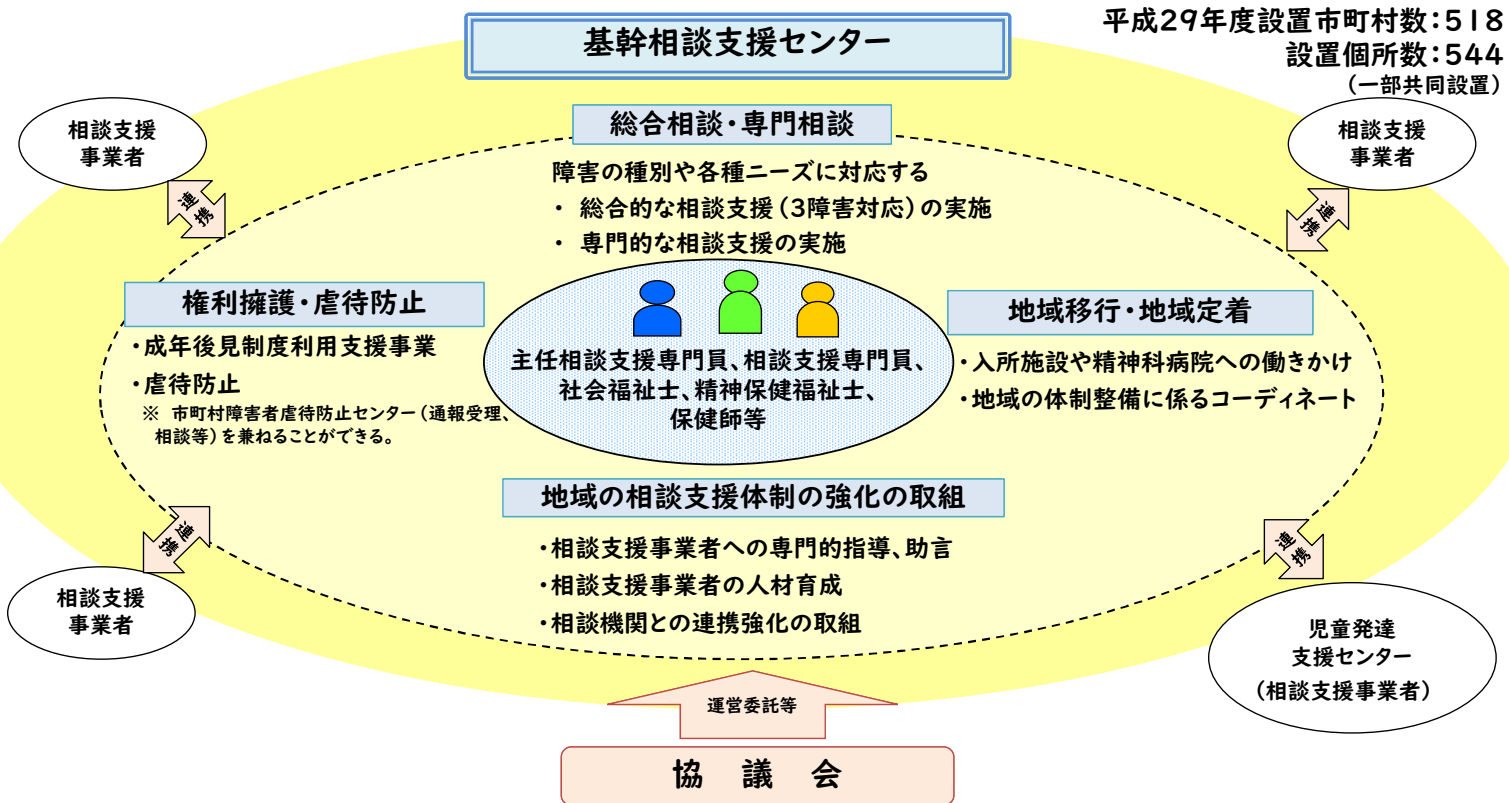
<事業の具体的内容>

- ① 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ② 社会支援を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- ③ 社会生活力を高めるための支援
- ④ ピアカウンセリング
- ⑤ 権利の擁護のために必要な援助
- ⑥ 専門機関の紹介 等

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域 移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	実施状況等
基幹相談支援センター	定めなし (地活要綱例示) 主任相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> ●総合的・専門的な相談の実施 ●地域の相談支援体制強化の取組 ●地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成 ●地域の相談機関との連携強化 ●地域移行・地域定着の促進の取組 ●権利擁護・虐待の防止 	<p>■ 1,741市町村中 367市町村(H26.4)21% 429市町村(H27.4)25% 473市町村(H28.4)27% 518市町村(H29.4)30% →544カ所</p>
障害者相談支援事業 実施主体:市町村 →指定特定相談支援事業者、 指定一般相談支援事業者 への委託可	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ●社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) ●社会生活力を高めるための支援 ●ピアカウンセリング ●権利擁護のために必要な援助 ●専門機関の紹介 等 	<p>■全部又は一部を委託 1,570市町村(90%) ■単独市町村で実施57% ※H29.4時点</p>
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員 (業務に支障なければ 兼務可)、管理者	<ul style="list-style-type: none"> ●基本相談支援 ●計画相談支援等 ⇒サービス利用支援、 ⇒継続サービス利用支援 <p>※特定事業所加算を受けている場合は 24時間対応及び困難事例にも対応する 場合あり</p>	<p>■ 5,942ヶ所(H26.4) 7,927ヶ所 (H27.4)15,575人 8,684ヶ所 (H28.4)17,579人 9,364ヶ所 (H29.4)19,252人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,365ヶ所(25%)</p>
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支 援従事者(兼務可)、 うち1以上は相談支援 専門員、管理者	<ul style="list-style-type: none"> ●基本相談支援 ●地域相談支援等 ⇒地域移行支援 ⇒地域定着支援 等 	<p>■ 3,299ヶ所(H27.4) 3,357ヶ所(H28.4) 3,420ヶ所(H29.4)</p>

「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめ（概要）

趣旨

平成27年4月から原則として全ての障害児者に専門的な相談支援を実施することとされている中、障害児者の相談支援の質の向上を図るため、有識者や関係団体が構成する「相談支援の質の向上に向けた検討会」において相談支援専門員の資質の向上や相談支援体制の在り方について幅広く議論を行い、今後目指すべき方向性をとりまとめた。（平成28年3月から7月まで計5回開催）

とりまとめのポイントⅠ ～相談支援専門員の資質の向上について～

① 基本的な考え方について

- 相談支援専門員は、障害児者の自立の促進と共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている。そのためには、ソーシャルワークの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められている。

また将来的には、社会経済や雇用情勢なども含め、幅広い見識を有する**地域を基盤とした**ソーシャルワーカーとしての活躍が期待される。

② 人材育成の方策について

- 相談支援専門員の要件である研修制度や実務経験年数などの見直しを行うとともに、キャリアパスの一環として指定特定相談支援事業だけでなく、サービス管理責任者や基幹相談支援センターの業務を担うなど、幅広い活躍の場が得られる仕組みを検討すべき。
- 研修カリキュラムの見直しについては、「初任者研修」及び「現任研修」の更なる充実に加え、指導的役割を担う「主任相談支援専門員」の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるとともに、より効果的な**実地研修（OJT）**を組み込むべき。

③ 指導的役割を担う「主任相談支援専門員」について

- 相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い、相談支援の質の確保を図る役割が期待されており、基幹相談支援センター等に計画的に配置されるべき。また、更新研修等も導入すべき。
- 指導的役割を果たすため、適切な指導や助言を行う技術を習得する機会が確保されるよう、都道府県等が人材育成に関するビジョンを策定するなど、**地域における相談支援従事者の段階的な人材育成**に取り組むべき。

④ 相談支援専門員と介護支援専門員について

- 障害者の高齢化や「親亡き後」へのより適切な支援を行うため、両者の合同での研修会等の実施や日々の業務で支援方針等について連携を図るとともに、両方の資格を有する者を拡大することも一案と考えられる。

⑤ 障害児支援利用計画について

- 障害児支援利用計画については、いわゆるセルフプランの割合が高いが、障害児についての十分な知識や経験を有する相談支援専門員が少ないことが原因の一つと考えられる。これまでの専門コース別研修に加え、障害児支援に関する**実地研修**などを設けるべき。
- 市町村においても、障害児を取り巻く状況を十分把握し、評価を加えた上で適切な関係機関につなぐなど十分配慮し、そのために必要な知見の習得に努めるべき。

11

とりまとめのポイントⅡ ～相談支援体制について～

① 相談支援の関係機関の機能分担について

- 基本相談支援を基盤とした計画相談支援、一般的な相談支援、体制整備や社会資源の開発等の役割について、地域の実情に応じて関係機関が十分に機能を果たすことが必要である。そのためには、協議会等が中心となって調整を進めるとともに、市町村職員の深い理解や都道府県を中心に協議会担当者向けの研修会を推進する必要がある。
- 市町村は、計画相談支援の対象とならない事例や支援区分認定が難しい事例に対しても積極的かつ真摯に対応することが求められており、この点は相談支援事業者に委託する場合であっても同様であることに留意するべき。

② 基幹相談支援センターの設置促進等について

- 基幹相談支援センターの設置促進に向け、市町村において、障害福祉計画の作成等に際して相談支援の提供体制の確保に関する方策を整理し、地域の関係者と十分議論することが重要。仮に基幹相談支援センターの設置に一定期間を要する場合でも、基幹相談支援センターが担うべき役割をどのような形で補完するか市町村において整理するべき。
- 都道府県においても、障害福祉計画のとりまとめ等の際に、基幹相談支援センターを設置していない市町村に対して相談支援体制の確保に関する取り組みをフォローし、必要に応じて広域調整などの支援を行うべき。

③ 相談窓口の一元化等について

- 相談支援の関係機関の相談機能の調整にあたっては、必要に応じて**地域包括支援センター等との連携や相談窓口の一元化**なども視野に入れ、地域の相談体制を総合的に考える視点も必要。
- こうした取組を進めるにあたっては、すでに一部の地域で先駆的に実施されている取組状況を広く横展開することが有効。
- 総合的な相談窓口は必要であるが、一方で身近な窓口や専門的な相談機関も求められている。いずれの場合でもワンストップで適切な関係機関に必ずつながるよう、関係機関間での連携強化を図るなど、各自治体において適した取組を考えるべき。

④ 計画相談支援におけるモニタリング及び市町村職員の役割について

- 計画相談支援におけるモニタリングは、サービス利用状況の確認のみならず、利用者との一層の信頼関係を醸成し、**新たなニーズや状況の変化に応じたニーズを見出し、サービスの再調整に関する助言をするなど、継続的かつ定期的に実施することが重要である。**
- 特に高齢障害者が介護保険サービスへ移行する際には、制度間の隙間が生じないように相談支援専門員による十分なモニタリングを実施し、その結果を介護支援専門員によるアセスメントにもつなげるべき。
- 相談支援専門員一人が担当する利用者の数もしくは一月あたりの対応件数について、一定の目安を設定することも相談支援の質の確保にあたっては必要。また、地域相談支援についても、障害者の地域移行を促進する観点から、計画相談支援との連携をより一層有効に進めるべき。
- 障害福祉サービス等の支給決定の内容がサービス等利用計画案と大きく異なる場合には、市町村の担当職員や相談支援専門員を中心として地域の関係者間で調整を行う必要がある。そのため、市町村の担当職員においては、機械的に事務処理を進めることのないよう、相談支援従事者研修などに参加することなどを通じて一定の専門的知見を身につけ、適切かつ積極的な調整を行うべき。

基本理念

- 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮
- 障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割の発揮

障害児本人の最善の利益の保障

家族支援の重視

地域における「縦横連携」の推進

- ライフステージに応じた切れ目の無い支援（縦の連携）
- 保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等とも連携した地域支援体制の確立（横の連携）

相談支援の推進

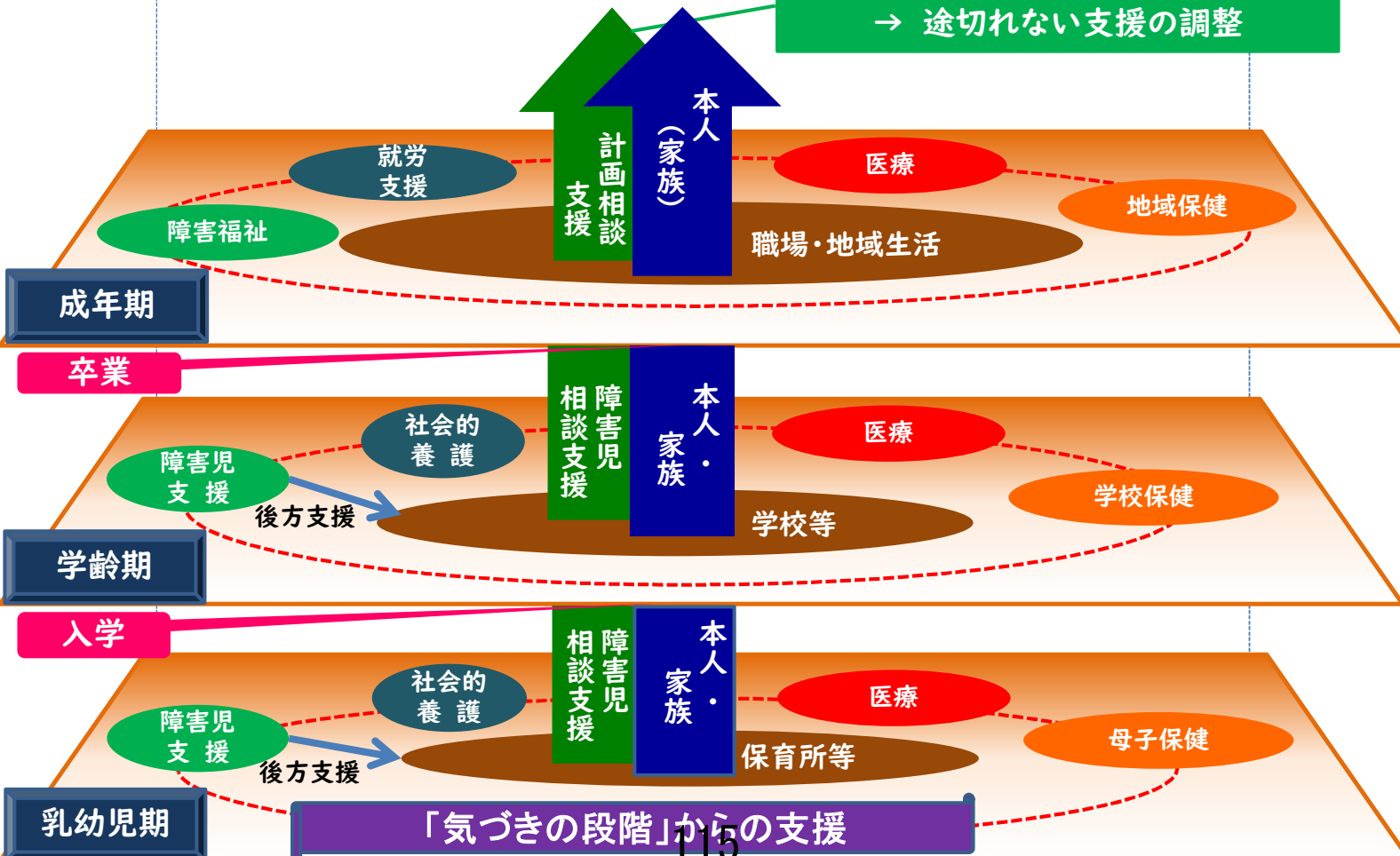
支援に関する情報の共有化

児童相談所等との連携

支援者の専門性の向上等

地域における「縦横連携」のイメージ

関係者間の共通理解・情報共有
→ 途切れない支援の調整



重層的な相談支援体制

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域（自立支援）協議会

<第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

<第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
- サービス利用支援
- 継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

2 計画相談支援及び 障害児相談支援について

指定計画相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の対象者等について

1. 対象者

○障害者総合支援法の計画相談支援の対象者

- ・障害福祉サービスを申請した障害者又は障害児
- ・地域相談支援を申請した障害者

※介護保険制度のサービスを利用する場合については、障害福祉サービス固有の行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、自立生活援助、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等の場合で、市町村が必要と認めるとき求めるものとする。

○児童福祉法の障害児相談支援の対象者

- ・障害児通所支援を申請した障害児

2. サービス内容

平成一七・一一・七法律一二三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下法） 第五条第二〇・二一項

○支給決定時（サービス利用支援・障害児支援利用援助）

- ・支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案を作成。
- ・支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、サービス等利用計画・障害児支援計画の作成。

○支給決定後（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）

- ・利用者本人等の心身の状況、置かれている環境、援助の方針や解決すべき課題、目標や達成時期等並びに厚生労働省令で定める期間を勘案して市町村が決定した期間毎に、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う（モニタリング）。
- ・サービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨。

3. 継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助のモニタリング期間

平成一八年・二・二八厚労令一九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（以下規則） 第六条の一六

1) 基本的な考え方

- ・対象者の状況に応じて柔軟に設定すべきものであることから、市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとする。
- ・一定の目安として、国において対象者ごとの標準期間を示す。
- ・平成30年4月よりケアマネジメント充実の必要性の観点から、一部モニタリング標準期間を改定する。
- ・特定相談支援事業所等の体制整備の観点から、モニタリング標準期間の改定は経過措置として段階的に適用する。

2) モニタリング期間の設定（省令事項：則第6条の16）

市町村が、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当）の提案を踏まえて、**利用者本人等の心身の状況、置かれている環境、援助の方針や解決すべき課題、目標や達成時期等並びに以下の省令で定める期間を勘案して市町村が必要と認める期間とする。**

＜省令で定める期間＞

- | | | |
|--|---|---------------|
| (1) 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者 | → | 利用開始から3ヶ月間、毎月 |
| (2) 在宅の障害福祉サービス利用者（障害児通所支援を含む）又は地域定着支援利用者 | → | 毎月 |
| ① 以下の者 | | |
| イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者 | | |
| ロ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者 | | |
| ハ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者（重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。） | | |
| ② 以下の者 | → | 3ヶ月ごとに1回 |
| ・居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者 | | |
| ・介護保険サービスを利用していない65歳以上の者 | | |
| ③ ①、②以外の者 | → | 6ヶ月ごとに1回 |
| (3) 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援 | → | 6ヶ月ごとに1回 |
| (4) 地域移行支援、地域定着支援を利用する者 | → | 6ヶ月ごとに1回 |

※上記区分は市町村がモニタリング期間を設定するための標準であり、例えば次のような利用者については、標準よりもさらに短い期間（6ヶ月→4ヶ月、3ヶ月→2ヶ月）で設定することが望ましい。

<計画相談支援>

- ・生活習慣等を改善するために集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やおそれのある者

<障害児相談支援>

- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化のおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

<勘案事項>

- 障害者等の心身の状況
- 障害者等の置かれている環境
 - ・家族状況
 - ・障害者等の介護を行う者の状況
 - ・生活状況（日中活動の状況（就労・通所施設等）、地域移行等による住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージ（乳幼児期から学齢期への移行、学齢期から就労への移行等）の変化
- 総合的な援助の方針（援助の全体目標）
- 生活全般の解決すべき課題
- 提供される各サービスの目標及び達成時期
- 提供されるサービスの種類、内容、量 等

3) モニタリング期間設定等の手続

- ①特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当）が、国が定める標準期間、勘案事項を踏まえて、サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案を含む。以下同じ。）に「モニタリング期間（毎月、3月ごと等）案」を記載。
- ②利用者が、当該サービス等利用計画案を市町村に提出（併せて支給申請書、計画担当事業者の届出書を提出）。
- ③市町村は、サービスの支給決定に併せ、計画相談支援給付費（障害児相談支援給付費を含む。以下同じ。）の支給を通知。
- ④その際、市町村は、「モニタリング期間（毎月、3月ごと等）」等を定め、対象者に通知。（受給者証にも記載。）
- ⑤モニタリング期間を変更（毎月→3ヶ月等）する場合には、市町村は、その都度、変更したモニタリング期間を利用者に通知。（対象者に受給者証の提出を求めモニタリング期間の記載を変更）。

※計画相談支援給付費の支給期間は、サービス等利用計画の作成月からサービスの最長の有効期間の終期月を基本。

※モニタリング期間の設定に当たっては、モニタリング実施月の特定等のため、当該モニタリング期間に係るモニタリングの開始月と終月を設定。

- ・開始月 → サービスの有効期間の終期月にモニタリングを実施することとした上で、モニタリング期間を踏まえて設定。
- ・終期月 → 原則、計画相談支援給付費の支給期間の終期月とする。ただし、毎月実施する者は原則最長1年以内（新規又は変更により著しくサービス内容に変動があった者は3ヶ月以内を基本とする）。

※ 利用者が相談支援事業者の変更を希望する場合には、相談支援事業者の変更届出書及び受給者証を市町村に提出。市町村が受給者証の記載を変更し利用者に返還。

※ 対象者が不在である等によりやむを得ずモニタリング期間が予定月の「翌月」となった場合であって、市町村が認めるときには報酬を算定可。

4) セルフプラン作成者に係るモニタリングの取り扱い

セルフプラン作成者は、自ら計画を作成できる者であることから、指定特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当）によるモニタリングは実施しないこととする。

5) 相談支援専門員がサービス提供事業所の職員(入所・通所・在宅)と兼務する場合のモニタリング等の取り扱い

- ・相談支援専門員は、原則専従としているが、相談支援の提供体制を確保する観点から、従前と同様に、業務に支障がない場合にはサービス提供事業所の職員等の兼務を認めることとしている。
- ・サービス提供事業所の職員(入所・通所・在宅すべて)と兼務する相談支援専門員がサービス等利用計画案を作成した結果、兼務するサービス提供事業所を利用することとなった場合、サービス提供事業所との中立性の確保や、サービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねない。

このため、以下のやむを得ない場合を除き、モニタリングや支給決定の更新又は変更に係るサービス利用支援については当該事業所と兼務しない別の相談支援専門員が行うことを基本とする。

- ①地域に他の相談支援事業者がない場合
- ②新規支給決定又は変更後、概ね3ヶ月以内の場合(計画作成とその直後のモニタリングは一体的な業務であること、また、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予。)
- ③その他市町村がやむを得ないと認める場合

基本情報とアセスメント項目等について

○障害者ケアガイドライン(平成14年3月31日)で示す相談受付時に聴取及び記録する基本情報及びアセスメント時に聴取し記録する項目は以下の通り

基本情報	アセスメント項目
1) 相談日 2) 受付No. 3) 利用者氏名 4) 生年月日 5) 現住所 6) 現住所の電話番号 7) 家族状況 8) 相談内容 9) 現在利用しているサービス 10) 相談面接結果 11) 相談者名等	1) 利用者氏名 2) 訪問年月日 3) 訪問者名・所属名 4) 本人の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・生活歴 ・病歴・障害歴 ・医療機関利用状況 5) 現在の生活状況の概要 6) 利用者の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・生活基盤に関する領域 ・健康・身体に関する領域 ・コミュニケーション・スキルに関する領域 ・社会生活技能に関する領域 ・社会参加に関する領域 ・教育・就労に関する領域 ・家族支援に関する領域 7) 本人の要望・希望する暮らし 8) 家族の要望・希望する暮らし 9) 関係職種から得た情報

(番号)

サービス等利用計画書(1)(案)

初回 継続

利用者名: _____ 性別 _____ 生年月日: 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 歳 住所 _____

指定相談支援事業者名・所在地及び計画作成者 _____ 印 _____

初回サービス等利用計画作成日: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 サービス等利用計画変更日: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

受給者証の有無、有効期間及び番号: 有 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 NO. _____ 無 上限額: _____ 円

障害支援区分	非該当	1	2	3	4	5	6	未認定

利用者および家族の希望	
-------------	--

相談支援専門員の支援方針	
--------------	--

長期目標(期間)	
----------	--

短期目標(期間)	
----------	--

23

(番号:)

サービス等利用計画書(2)(案)

ニーズの優先順位	生活全般の解決すべき課題(ニーズ)	援助目標 (目標を達成すべき時期を明記する 必要のあるものは時期を記入)	援助内容(提供期間を明記する必要があるものは「頻度」欄に記入)			費用(円/月)			
			サービス内容	サービス種別 (事業者等)	頻度	サービス費用(全額)			自己負担
						単位	回数	合計	
								0	0
								0	0
								0	0
								0	0
								0	0
								0	0
								0	0
サービス等利用計画(モニタリング)の有効期限 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで					サービス費合計	0	自己負担額	0	
備考					本人または代理人の同意				
※週間ケア計画を必要に応じて添付					日付 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日				
					署名 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人				

週間ケア計画(案)

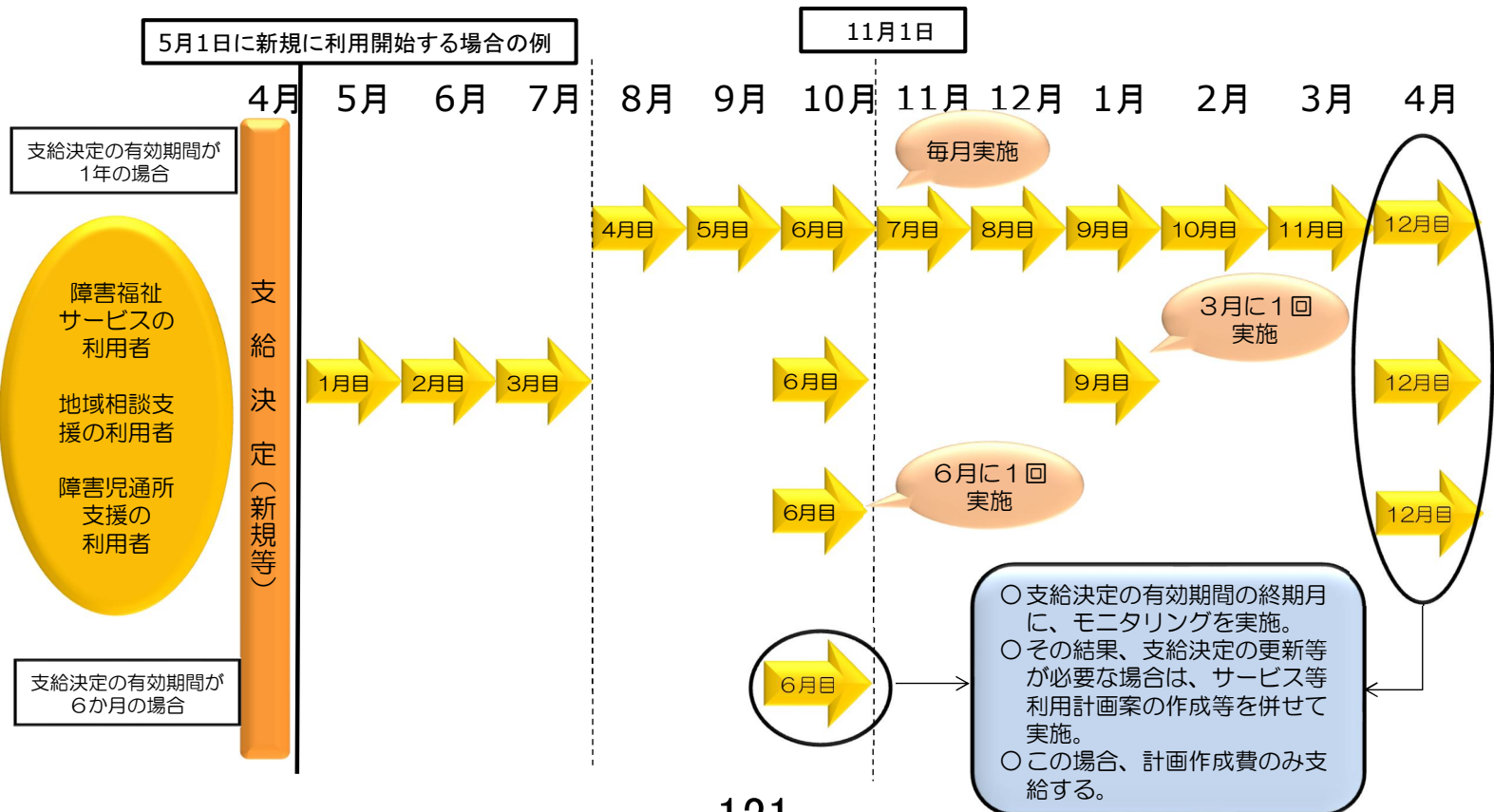
(受付№ 氏名 令和 年 月 日作成)

	早朝	午前	午後	夜間	摘要
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
摘要					

作成者所属・氏名:

モニタリングの標準期間のイメージ (平成30年4月改定)

※ 当該期間は、「標準」であり、対象者の状況に応じ「2、3ヶ月」とすることや、在宅サービスの利用者を「1年に1回」とすること、入所サービスの利用者を「1年に1回」とすることなどが想定されることに留意。



モニタリング実施標準期間の見直し時期

○ 平成30年度報酬改定において新たに示すモニタリング実施標準期間の適用時期については、以下の通り。

対象者		旧基準	見直し後	
			30年度～	31年度～
新規サービス利用者		1月間 ※利用開始から3月のみ	1月間 ※利用開始から3月のみ	
在宅の障害福祉サービス 障害児通所支援等	集中的支援が必要な者	1月間	1月間	
	【新サービス】 就労定着支援、自立生活援助、 日中サービス支援型共同生活援助	—	3月間	
	居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練	6月間	6月間	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域移行支援、 地域定着支援、障害児通所支援	6月間	6月間	6月間 ※65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は3月間
【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援		1年間	6月間	

※ 現に計画作成済みの対象者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例による。

27

モニタリング報告書

利用者名: _____ 区分 _____ 相談支援事業所名 _____ 担当者 _____ 印 _____

受給者証番号 _____ サービス利用計画書作成日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 モニタリング実施日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

ニーズ	サービス提供状況	本人・家族の感想・満足度	達成度	今後の課題・留意事項	計画変更の必要性
					有 無
					有 無
					有 無
					有 無
					有 無
					有 無

* 達成度は◎、○、△、×で記入する。

利用者同意署名欄 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項(ポイント)

* 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」(平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡)より抜粋

<基本的考え方>

「セルフプラン」自体は、対象当事者(又は保護者)のエンパワメントの観点からは望ましいもの。一方、市区町村が計画相談支援等の体制整備に十分に力を入れないまま安易に「セルフプラン」の提出を誘導しているとの指摘もある。一定の原則が必要。

<留意事項(ポイント)>

「セルフプラン」を・・・

- ① 「申請者が希望する場合」:申請者の自由な意思決定が担保されていることが前提
- ② 「身近な地域に指定特定相談支援事業者等がない場合」:市区町村(都道府県)が必要な事業者の誘致に向けた努力を行ってもなお体制が確保されない場合が前提
→ 各市区町村は、平成27年度に向けた体制整備を各市区町村・都道府県が進めている中で、体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者を「セルフプラン」に誘導することは厳に慎むべき。

上記(②)の場合には、市区町村は・・・

- ・ 日頃から、相談支援事業者等の充足に向けた支援を図るべき。
- ・ 管内の障害福祉サービス事業所の状況に関する情報提供や記載方法に関する説明や相談等十分な支援を行うとともに、モニタリングに代わるものとして、市区町村が本人の状況を定期的に把握すべき。
- ・ 支給決定の更新時には、相談支援事業者等がサービス等利用計画を作成すべき。

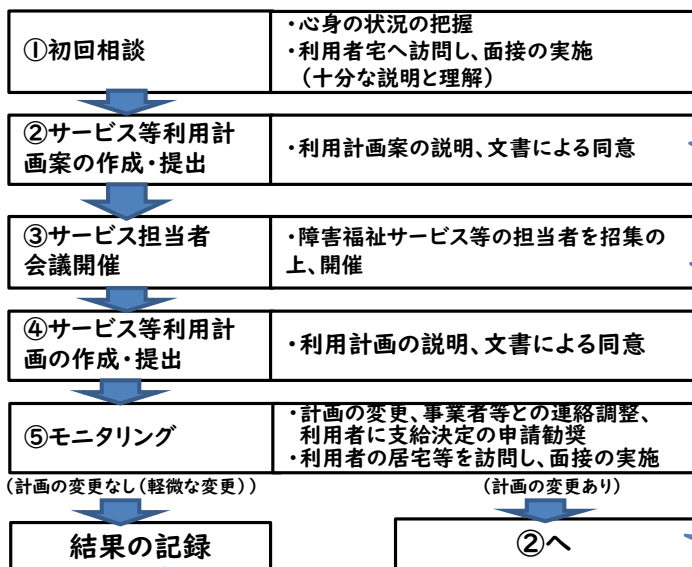
計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策(ポイント)

* 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」(平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡)より抜粋

(市区町村に求められる配慮の例)

- 基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携し、各相談支援事業所の繁忙状況を確認の上、特定の相談支援事業所に業務が集中しないよう配慮
- 支給決定・受給者証発行に当たって、
 - ・ 利用者の同意の上、受給者証や支給決定の変更通知の写しを、直接市町村から相談支援事業所等に送付
 - ・ 支給決定の予定月よりも早期に相談支援事業所に情報提供し、十分な時間的余裕を確保
 - ・ 支給決定に当たって、期限を利用者の次の誕生日等までとして計画相談支援の業務量を分散

○特定相談支援事業所等における柔軟な対応の工夫例



居宅等への訪問は必須。ただし、再度利用者へ確認する事項が生じた場合は、内容が軽微であれば電話やメール等による確認でも可能。

居宅訪問は要件としていない。利用者等の意向が正確に確認できることを前提として、郵送や補助職員の代行等により同意を得ることも可能。状況に応じ相談支援専門員が電話・メール等でやりとりを行う。

原則は関係者全員が参加の上で開催。サービス担当者の都合で会議への参加が得られなかった場合は、会議を開き直す必要は無く、出席できなかった担当者には別途意見を求めて必要に応じて計画に反映することで対応可。内容は文書記録が必要。

居宅訪問は要件としていない。利用者等の意向が正確に確認できることを前提として、郵送や補助職員の代行等により同意を得ることも可能。状況に応じ相談支援専門員が電話・メール等でやりとりを行う。

居宅等への訪問は必須。ただし、再度利用者へ確認する事項が生じた場合は、内容が軽微であれば電話やメール等による確認でも可能。

軽微な変更の場合や変更が無い場合は、利用者の同意やサービス担当者会議の開催は不要。

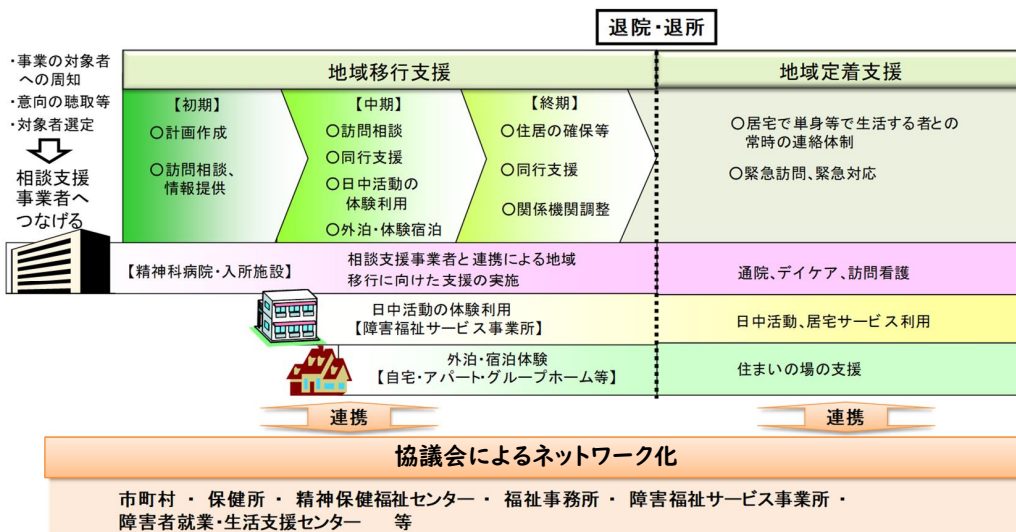
再度居宅等への訪問は必須ではなく、電話やメール等による確認でも可能。

3 地域相談支援について

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の概要

地域移行支援・・・障害者支援施設、精神科病院、救護施設・更生施設、矯正施設等に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。
 地域定着支援・・・居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)



報酬単価

(地域移行支援)	
・地域移行支援サービス費 (I)	3,504単位/月
〃 (II)	3,062単位/月
〃 (III)	2,349単位/月
・初回加算 (利用を開始した月に加算)	500単位/月
・集中支援加算 (月6日以上面接・同行による支援を行った場合に加算)	500単位/月
・退院・退所月加算 (退院・退所月に加算)	2,700単位/月
・障害福祉サービス事業の体験利用加算 (障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に加算)	
開始日～5日目	500単位/日
6日目～15日目	250単位/日
・体験宿泊加算 (I)	300単位/日
〃 (II)	700単位/日
(一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合)	
・ピアサポート体制加算	100単位/月
・居住支援連携体制加算	35単位/月
・地域居住支援体制強化推進加算	500単位/回
・特別地域加算 (中山間地域等に居住している者に対して支援した場合)	±15/100
(地域定着支援)	
・地域定着支援サービス費	
体制確保費	306単位/月
緊急時支援費 (I)	712単位/日
〃 (II)	95単位/日
・ピアサポート体制加算	100単位/月
・日常生活支援情報提供加算	100単位/回
・居住支援連携体制加算	35単位/月
・地域居住支援体制強化推進加算	500単位/回
・特別地域加算	±15/100

※ 精神障害者の退院促進支援事業の手引き(平成19年3月日本精神保健福祉士協会)を参考に作成

	地域移行支援	地域定着支援
事業所数	323事業所	525事業所
利用者数	596人	3,018人

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の基準

1. 対象者

（地域移行支援）

- 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院、矯正施設等又は保護施設に入所している障害者
 - ※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者
 - 長期に入院していることから支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象。
1年未満の入院者は、特に支援が必要な者（措置入院や医療保護入院から退院する者で住居の確保などの支援を必要とするものや地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者など）を対象。
 - ※ 地域移行支援の支給決定主体は、障害者支援施設等に入所する者と同様に、精神科病院を含め居住地特例を適用。
（入院・入所前の居住地の市町村が支給決定）

（地域定着支援）

- 以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。
 - ・ 居宅において単身で生活する障害者
 - ・ 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
- 具体的な対象者のイメージは、施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等
- グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については、対象外。
- ※ 地域相談支援の給付決定に当たっては、障害支援区分認定調査に係る項目を調査（障害支援区分の認定は不要）
ただし、国庫補助事業支援対象者については調査を実施しないことも可。（更新時は調査が必須）

2. サービス内容

（地域移行支援）

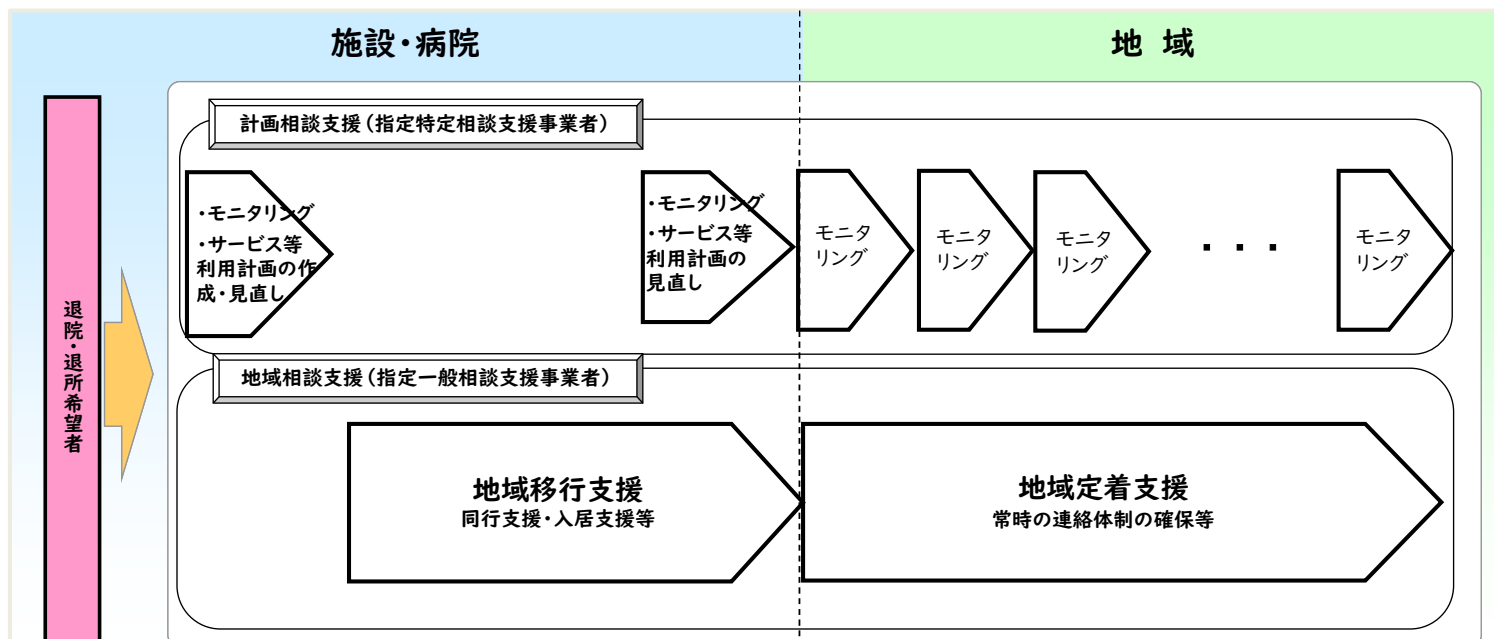
- 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与。
- 「その他厚生労働省令で定める便宜」は、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等。

（地域定着支援）

- 常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与。
- 「常時の連絡体制」については、携帯電話による体制によることも可。また、緊急の事態に対して速やかに駆けつけられる体制を確保することが前提。
 - 「その他の便宜」については、障害福祉サービス事業所等との連絡調整等の緊急時の各種支援。

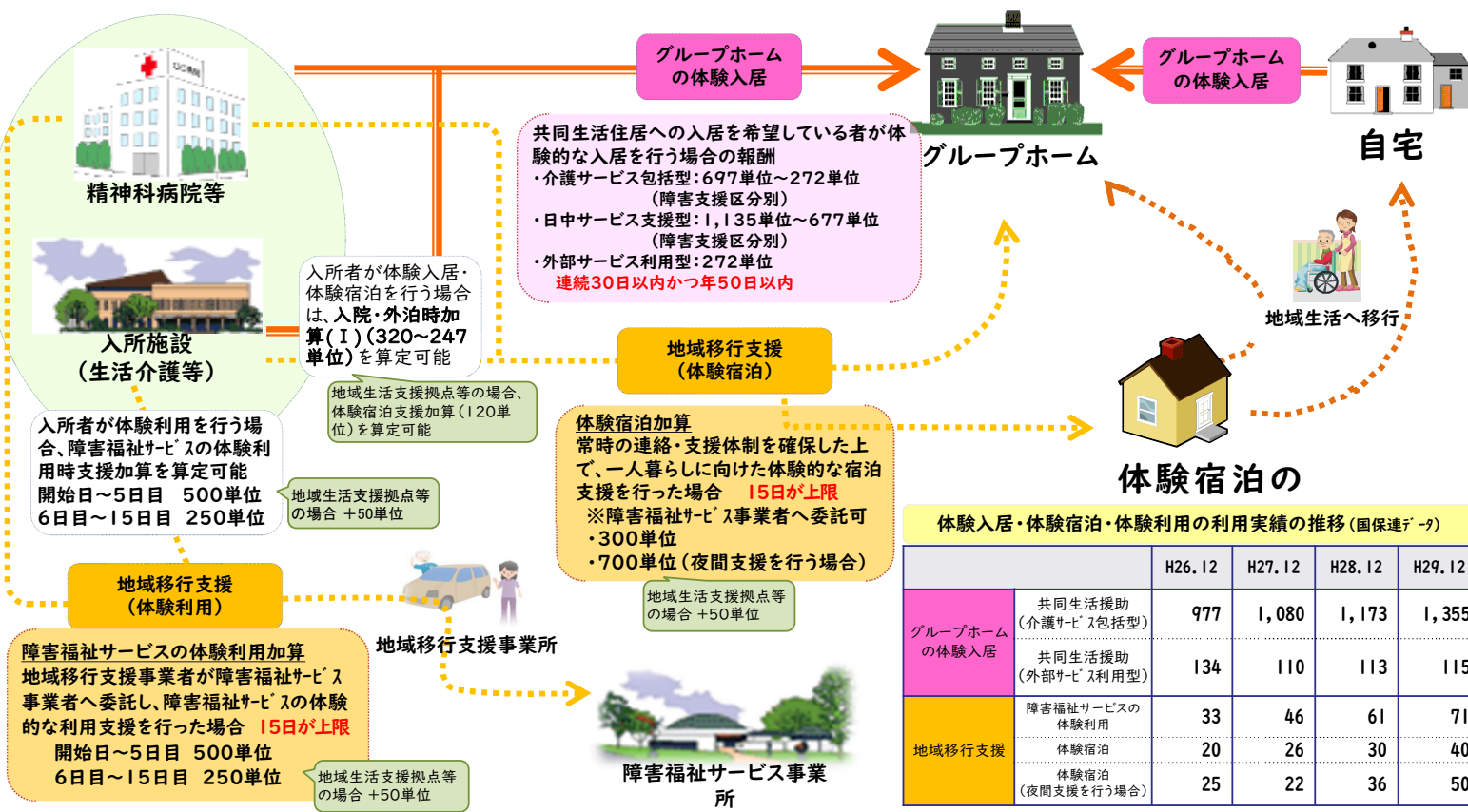
施設入所者及び入院患者の地域移行に係る支援のイメージ

- 施設入所者は、一定期間ごとのモニタリングを通じて、地域移行支援に繋げる。
- 精神科病院からの退院にあたって支援を要する者については、本人や精神科病院から市町村や相談支援事業者連絡し、地域移行支援に繋げる。
- ※ 入所施設や精神科病院における地域移行の取組と連携しつつ実施。



施設入所者等の地域生活の体験に関する仕組み

施設入所者等の地域生活への移行を円滑に進めるためには、地域での生活に徐々に慣れていくことが重要であると考えられることから、入所・入院中の段階から宿泊等の地域生活の体験ができるようグループホーム等の体験入居や体験宿泊、障害福祉サービスの体験利用を促進。また、グループホームの体験入居については、家族と同居しながら自宅で生活する障害者も利用可能。



地域移行支援の対象拡大について

地域生活への移行のために支援を必要とする者を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に加えて、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを追加。

【平成26年4月1日施行】

➡ 保護施設、矯正施設等を退所する障害者などに対象拡大

1. 基本的な考え方に関すること

○ 重点的な支援を行うことで地域生活に円滑に移行できることが期待される者として、

① 入所期間の長期化や高齢化が進んでいる保護施設に入所している障害者、

② 退所後の住居を確保し、円滑に福祉サービス等につなげることで再犯防止が期待される矯正施設等に入所している障害者を新たに地域移行支援の対象とする。

2. 保護施設に入所している障害者に関すること

○ 保護施設のうち、「身体上又は精神上の理由」が入所の要件となっている「救護施設」及び「更生施設」に入所している障害者を地域移行支援の対象とする。

3. 矯正施設等に入所している障害者に関すること

○ 対象とする矯正施設の種別は、刑事施設(刑務所、少年刑務所及び拘置所)及び少年院とする。

○ 対象とする障害者は、矯正施設の長が施設外で処遇を行うことを認め、地域相談支援事業者によって障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊などを実施することが可能な者に限定する。

※ 「矯正施設内で行う支援」(入所している障害者に対する面談、支援計画の作成、住居の確保等)は、現在も保護観察所、地域生活定着支援センターとの連携により実施。

※ 具体的には、「刑事施設又は少年院の職員の同行が可能である障害者」や、「刑事施設、少年院の長が刑事施設、少年院の職員の同行なしでの外出又は外泊を許可した障害者」が想定されるが、具体的な対象施設、対象者の範囲等については関係省庁等とも検討中。

○ また、矯正施設を出所した障害者は、出所後の一定期間、更生保護施設等を利用するケースが少なくないことから、更生保護施設等に入所した障害者についても支援の対象とする。

4 相談支援専門員について

37

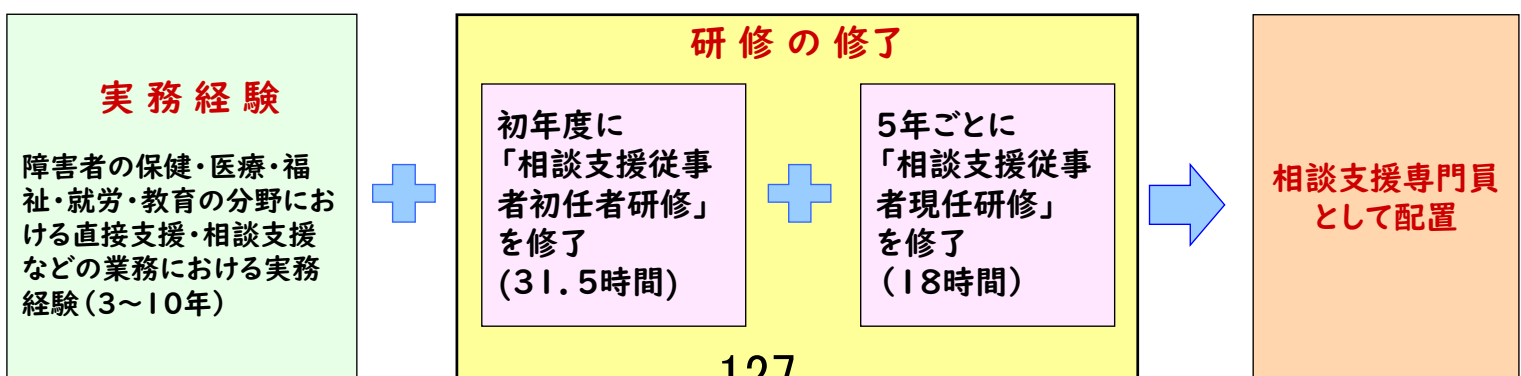
指定相談支援事業所と相談支援専門員

- 指定相談支援事業所ごとに管理者及び相談支援専門員等を配置。
- 指定相談支援事業所に配置された相談支援専門員等が、
 - ・ 利用者の意向を踏まえたサービス等利用計画の作成
 - ・ 地域移行・地域定着に向けた支援
 - ・ 市町村の委託による障害者（児）の各種の相談支援を実施。

※ 指定特定・指定障害児相談支援事業所数 9,364箇所（平成29年4月1日現在）

※ 上記事業所に配置されている相談支援専門員数 19,252人（平成29年4月1日現在）

【相談支援専門員の要件】



相談支援専門員の実務経験

		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※1	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※2を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	④ 有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者	3年以上

※1平成18年10月1日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成18年9月30日までの間の期間が通算して3年以上

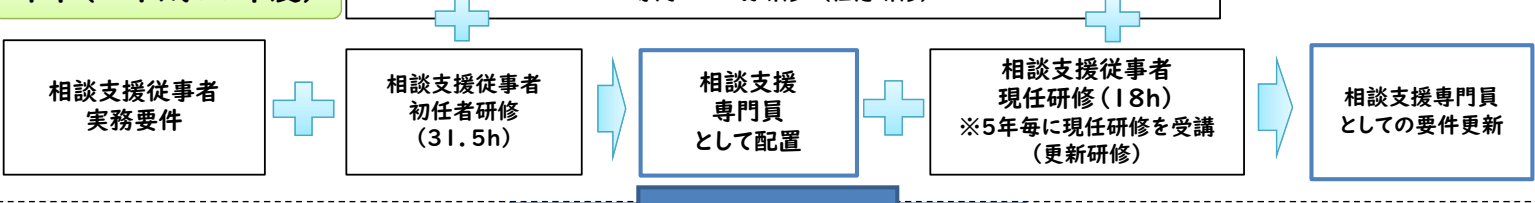
※2国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

39

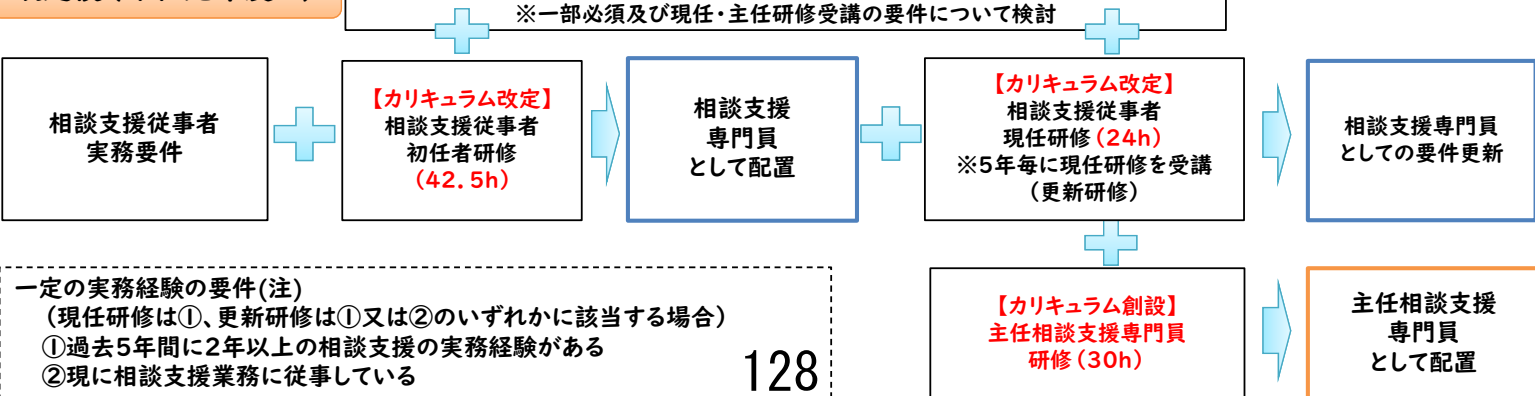
相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、現行のカリキュラムの内容を充実する。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修（更新研修含む）の受講に当たり、相談支援に関する一定の実務経験の要件（注）を追加。（※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、主任相談支援専門員研修を創設。

昨年（～平成30年度）



改定後（令和元年度～）



一定の実務経験の要件(注)
(現任研修は①、更新研修は①又は②のいずれかに該当する場合)
① 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある
② 現に相談支援業務に従事している

初任者研修(現行)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法も概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h
	地域支援に関する講義	6h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h
合計		31.5h



初任者研修(見直し後)		時間数
講義	障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	-
合計		42.5h

現任研修(現行)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2h
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2h
	協議会に関する講義	2h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h
合計		18h

現任研修(見直し後)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談援助に関する講義及び演習 コミュニティワーク	18h
合計		24h

新設



主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向と主任相談支援専門員研修修了者の役割と視点に関する講義	3h
	運営管理に関する講義	3h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義・演習	13h
	地域援助技術に関する講義・演習	11h
合計		30h

Ⅱ サービス管理責任者及び 児童発達支援管理責任者について

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件

(基準)

- サービス管理責任者については、障害福祉サービス事業所ごとに以下の人数を配置
 - ・療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援・・・利用者60人:1人
※利用者数61以上:1人に、利用者数が60人を越えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
 - ・グループホーム・・・利用者30人:1人
※利用者数31以上:1人に、利用者数が30人を越えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
- 児童発達支援管理責任者については、障害児通所支援事業所等ごとに1名を配置

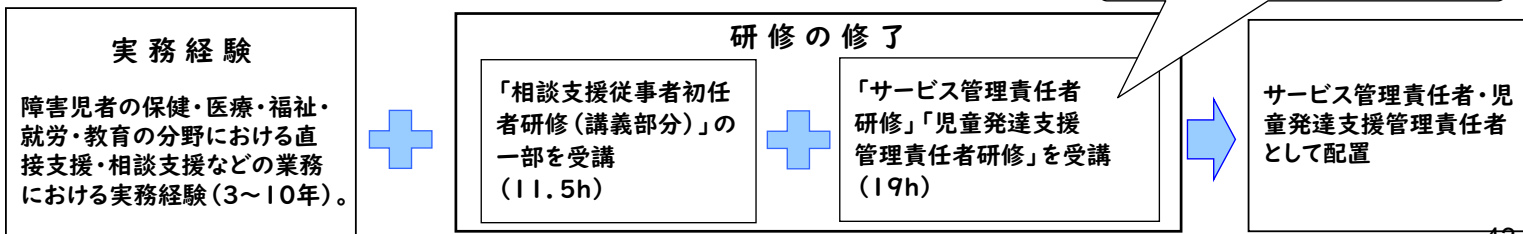
(経緯)

- サービス管理責任者については、平成18年に障害者自立支援法施行により、サービスの質の向上を図る観点から個別支援計画の作成と従業者への指導・助言を行うものとして位置付けられ、その養成研修としてサービス管理責任者研修が実施されている。
- 児童発達支援管理責任者については、平成24年に児童福祉法の改正により、サービス管理責任者と同様の者として位置付けられ、その養成研修として児童発達支援管理責任者研修が実施されている。

(現状)

- 平成18年度から平成28年度までの間の研修修了者の合計は、サービス管理責任者研修が148,347人、児童発達支援管理責任者研修が32,624人。

【サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件】



43

「サービス管理責任者」について

サービス管理責任者の概要

- 障害者総合支援法においては、サービスの質の向上を図る観点から、新たにサービス事業所ごとに、サービス管理責任者の配置を義務付け。 ※旧体系サービスは、サービス管理責任者の配置は義務付けられていない。
- サービス管理責任者は、以下の役割を担う。
 - ①個々のサービス利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任
 - ②他のサービス提供職員に対する指導的役割

サービス管理責任者の要件

- サービス管理責任者の要件については、
 - ①実務経験(障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3~10年))
 - ②研修修了
 - ・相談支援従事者初任者研修(講義)(11.5時間)
 - ・サービス管理責任者研修(講義及び演習)(19時間) サービス分野ごとの研修も実施
 ※研修終了者数(平成18年度~平成27年度) 133,428人

サービス管理責任者の配置基準

- サービス管理責任者については、障害者福祉サービス事業所ごとに、
 - ・療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援・・・利用者60人:1人
 - ・グループホーム・・・利用者30人:1人

サービス管理責任者の実務経験

業務の範囲		業務内容	実務経験年数	特区 大阪・埼玉
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上	3年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者		
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者		
		特別支援教育（盲学校・聾学校等）における進路相談・教育相談の業務に従事する者		
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
②直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上	5年以上	
	障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
	盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者			
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			
③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5年以上	3年以上	
	上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に3年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）	3年以上	3年以上	

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

45

「児童発達支援管理責任者」について

児童発達支援管理責任者の概要

- 児童福祉法においては、サービスの質の向上を図る観点から、新たにサービス事業所ごとに、児童発達支援管理責任者の配置を義務付け。
- 児童発達支援管理責任者は、以下の役割を担う。
 - ①個々のサービス利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任
 - ②他のサービス提供職員に対する指導的役割

児童発達支援管理責任者の要件

- 児童発達支援管理責任者の要件については、
 - ①実務経験（障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験（3～10年））
 - ※ **うち3年以上は障害者・障害児に対する実務が必要（平成29年4月1日以降）**
 - ②研修修了
 - ・相談支援従事者初任者研修（講義）（11.5時間）
 - ・児童発達支援管理責任者研修（講義及び演習）（19時間）
- ※研修終了者数（平成18年度～平成27年度） 26,284人

児童発達支援管理責任者の配置基準

- 児童発達支援管理責任者については、障害児通所支援事業所ごとに、
 - ・児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援：1人以上

児童発達支援管理責任者の実務経験

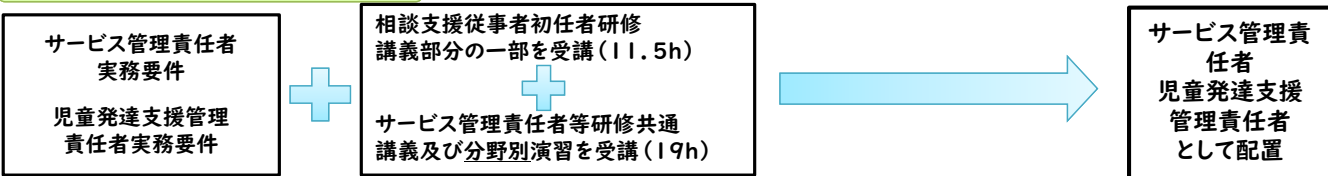
業務の範囲	業務内容	実務経験年数	
障害者(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者)又は障害児(児童福祉法第4条第1項に規定する児童)の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	施設等において相談支援業務に従事する者(包括支援センター含む) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2)訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 (3)国家資格等※1を有する者 (4)施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で従事する者 その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	5年以上 (かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)
	②直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者 学校に従事する者 児童福祉等に関する施設、事業に従事する者 その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	10年以上 (かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)
	③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可) (1)社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2)訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 (3)保育士 (4)児童指導員任用資格者	5年以上 (かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)	老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上

※1国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科技工士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

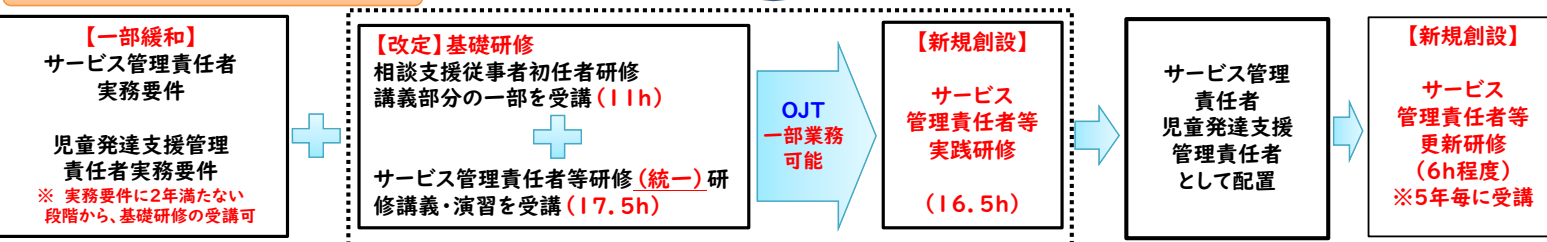
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補充。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

平成30年度まで



改定後(令和元年度～)



(注)一定の実務経験の要件
 ・実践研修:過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
 ・更新研修:①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある
 又は②現にサービス管理責任者等として従事している

【新規創設】 専門コース別研修(任意研修)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表

相談支援従事者初任者研修講義（現行）		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5 h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2 h
	地域支援に関する講義	3 h
合計		11.5 h



基礎研修（うち相談支援従事者初任者研修講義部分）（見直し後）		時間数
講義	障害者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

共通講義及び分業別演習（現行）		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6 h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3 h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10 h
合計		19 h

基礎研修（うち研修講義、演習部分）（見直し後）		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	4.5h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	5.5h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		17.5h

新設

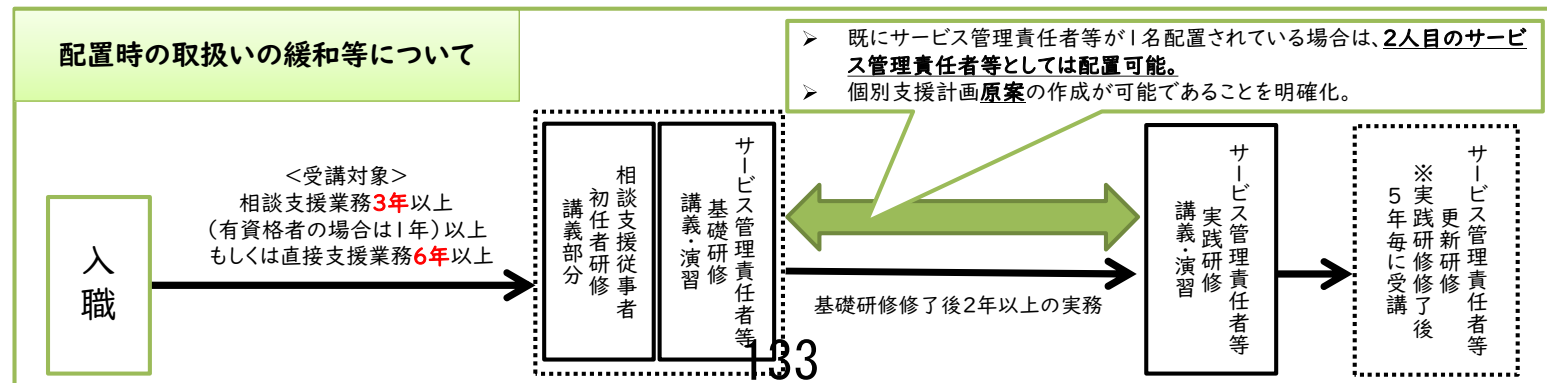
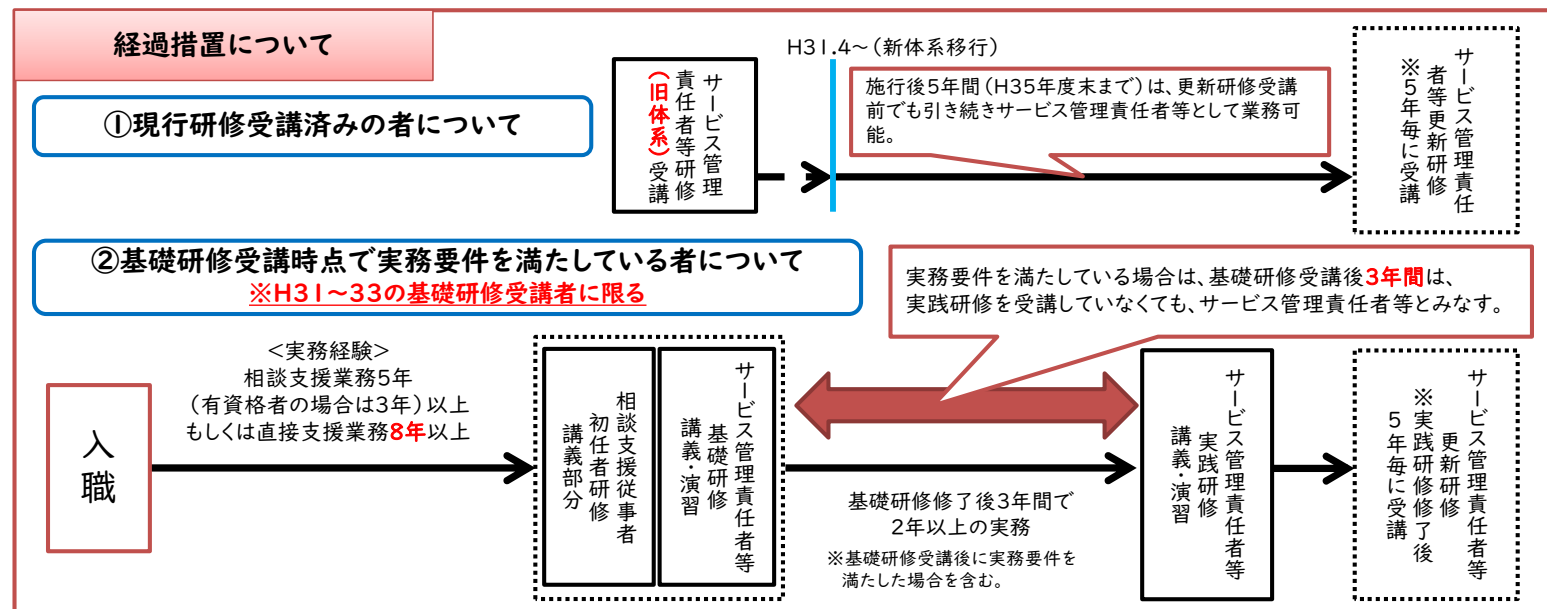


実践研修		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1h
演習	サービス提供に関する講義及び演習	7h
	人材育成の手法に関する講義及び演習	2.5h
	他職種及び地域連携に関する講義及び演習	6h
合計		16.5h

※更新研修については実践研修標準カリキュラム案を基に厚生労働科学研究にて開発中（6時間程度を想定）

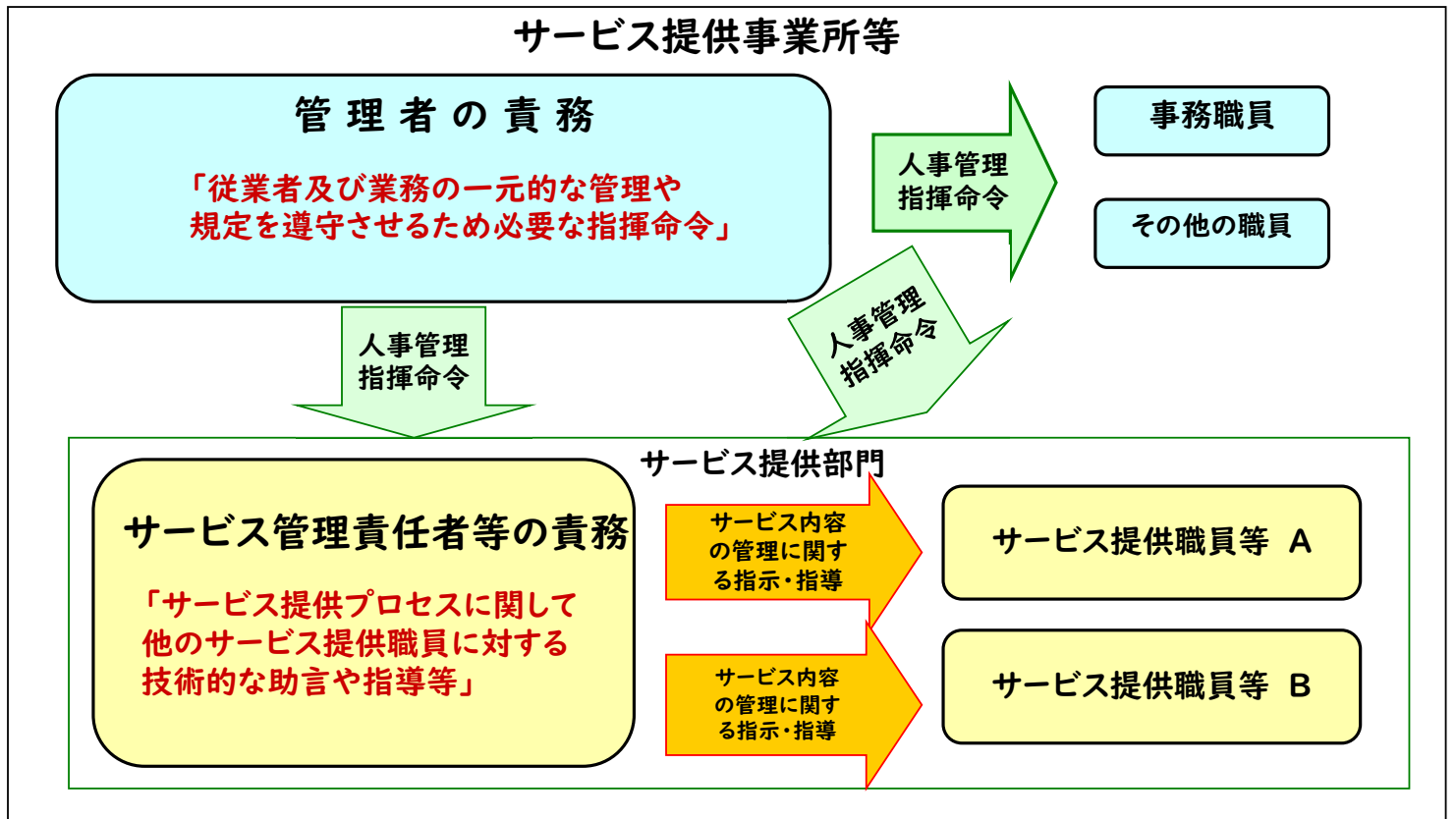
49

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



サービス管理責任者等の役割

「管理者」と「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」の関係イメージ



51

「管理者」と「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者」の比較 ①

管理者

- ①指定要件:専従
- ②対象者像:施設長(管理職)を想定
- ③要件:
・社会福祉主事の資格を有するか又は社会福祉事業に2年以上従事した経験のある者、又は社会福祉施設長資格認定講習会を修了した者(最低基準)
- ④根拠:社会福祉法66条
- ⑤責務:「従業員及び業務の一元的な管理や規定を遵守させるために必要な指揮命令」

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

- ①指定要件:専従で常勤
※児童発達支援センターについては「専任かつ常勤」、保育所等訪問支援については「常勤」の規定なし。
- ②対象者像:サービス提供部門の管理職又は指導的立場の職員を想定
- ③要件:
・実務経験(3~10年)
・サービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修修了
・相談支援従事者研修(講義部分)受講
- ④根拠:総合支援法42条、児童福祉法第21条の5の17、第24条の11
- ⑤責務:「個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員への技術指導と助言等」

管理者の業務内容例

1. 利用者・市町村への契約支給量報告等
2. 利用者負担額の受領及び管理
3. 介護給付費の額に係る通知等
4. 提供するサービスの質の評価と改善
5. 利用者・家族に対する相談及び援助
6. 利用者の日常生活上の適切な支援
7. 利用者家族との連携
8. 緊急時の対応、非常災害対策等
9. 従業者及び業務の一元的管理
10. 従業者に対する指揮命令
11. 運営規程の制定
12. 従業者の勤務体制の確保等
13. 利用定員の遵守
14. 衛生管理等
15. 利用者の身体拘束等の禁止
16. 地域との連携等
17. 記録の整備

サービス管理責任者等の業務内容例

1. 個別支援計画の作成に関する業務
 - ①利用者に対する面接等によるアセスメント及び支援内容の検討
 - ②個別支援計画の原案作成
 - ③個別支援計画作成に係る会議の運営
 - ④利用者・家族に対する個別支援計画案の説明と同意
 - ⑤利用者に対する個別支援計画の交付
 - ⑥個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）による見直しと計画の変更
 - a. 定期的な利用者への面接
 - b. 定期的なモニタリング結果の記録
2. 当該サービス提供事業所以外における利用状況の把握
3. 自立した日常生活が可能と認められる利用者に対する必要な支援の提供
4. サービス提供者（職員・従業者）への指導・助言

Ⅲ 相談支援専門員と サービス管理責任者等の関係について

相談支援専門員とサービス管理責任者の比較について

	相談支援専門員 (H18～)	サービス管理責任者 ・児童発達支援管理責任者(H18～)
配置	○相談支援事業所に配置 専従の相談支援専門員を配置：一月当たりの計画相談支援対象障害者等の数が35人に対して1人以上の配置、計画相談支援対象障害者等の数は、前6月の平均値とする	○通所系・居住系サービス事業所に配置 ①介護系：療養介護・生活介護 … 利用者60人：1人 ②身体系：自立訓練（機能訓練） … 利用者60人：1人 ③知的・精神系：自立訓練（生活訓練） … 利用者60人：1人 共同生活援助 … 利用者30人：1人 ④就労系：就労移行支援・就労継続支援 … 利用者60人：1人 ⑤児童系：児童デイサービス … 1人以上
資格要件	○以下のいずれも満たす者を配置 ①実務経験（サービス管理責任者と基本的に同じ） （相談支援・介護等の業務に従事した経験（3～10年）） ②研修修了 ・相談支援従事者初任者研修（講義・演習）（31.5時間） ※5年ごとの相談支援従事者現任研修（更新研修）あり	○以下のいずれも満たす者を配置 ①実務経験（相談支援専門員と基本的に同じ） （相談支援・介護等の業務に従事した経験（3～10年）） ②研修修了 ・相談支援従事者初任者研修（講義）（11.5時間） ・サービス管理責任者研修（講義・演習）（19時間） ※19時間のうち、13時間は分野別講義・演習
業務内容	【サービス利用支援】 ■障害福祉サービス等の申請に係る支給決定の前にサービス等利用計画案を作成 ■支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともにサービス等利用計画を作成 【継続サービス利用支援】 ■障害福祉サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ■サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	■個別支援計画（サービスごとのプラン）の作成などのサービス提供プロセス全般に関する責任 ■個別支援計画は、利用者・家族の生活に対する意向、支援方針、生活全般の課題、サービス目標・達成時期等を定めた計画 ■他のサービス提供職員に対する指導的役割
モニタリング	対象者の状況に応じて、市町村が個別に定める。 （国で示している標準期間） ①新規等（利用開始から3ヶ月間、毎月） ②在宅の障害福祉サービス利用者等（3ヶ月、6ヶ月ごとに1回） ③障害者支援施設入所者等（6ヶ月ごとに1回）	原則6ヶ月ごとに1回以上 自立訓練と就労については3ヶ月ごとに1回以上
報酬等	■サービス利用支援費等 者：1,458単位/月 児：1,620/月 ■継続サービス利用支援費等 者：1,207単位/月 児：1,318/月	人員欠如減算 所定単位数から30%減算 個別支援計画未作成減算 所定単位数から5%減算
従事者数	19,083人（平成29年4月・障害福祉課調べ）	27,778人（平成27年・社会福祉施設等調査）
事業所数	9,364か所（平成29年4月・障害福祉課調べ）	33,496か所（平成27年・社会福祉施設等調査）
研修修了者	初任者研修修了者 110,384人（平成29年4月・障害福祉課調べ） 現任研修修了者 29,835人（平成29年4月・障害福祉課調べ）	サービス管理責任者：148,347人（平成29年4月・障害福祉課調べ） 児童発達支援管理責任者：32,624（平成29年4月・障害福祉課調べ）

サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

指定特定相談支援事業者 (計画作成担当)

アセスメント

- ・障害者の心身の状況
- ・その置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・現に受けているサービス
- ・サービス利用の意向
- ・支援する上で解決すべき課題
- ・その他

サービス等利用計画

- ・生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
- ・解決すべき課題
- ・サービスの目的（長期・短期）
- ・その達成時期
- ・サービスの種類・内容・量
- ・サービス提供の留意事項

障害福祉サービスに加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める。

複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画を作る。

サービス事業者

サービス事業者

アセスメント

- ・置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・利用者の希望する生活
- ・課題
- ・その他

個別支援計画

サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。

相談支援事業所によるサービス等利用計画

- ・就職できるように頑張りたい ・他者と関わりがもてるようになりたい
- ・一人暮らしを目指して家事等の生活力を高めたい etc

望む暮らしの実現に向けての目標設定

サービス事業所による個別支援計画

- ・サービス等利用計画書に基づいて、目標に対する障壁や課題の把握
- ・課題を解決する為の具体的な支援内容 etc

目標を達成するための具体的な手立て

サービスの提供・支援の提供

- ・個別支援計画書に基づいた、適切な支援
- ・個別の課題を克服する為の具体的な支援 etc

具体的な手立ての実行

連動した支援 = チームアプローチ



個別支援計画書(書式例)

利用者氏名: _____

作成年月日 _____

【総合的な援助の方針】

【到達目標】

【短期目標】

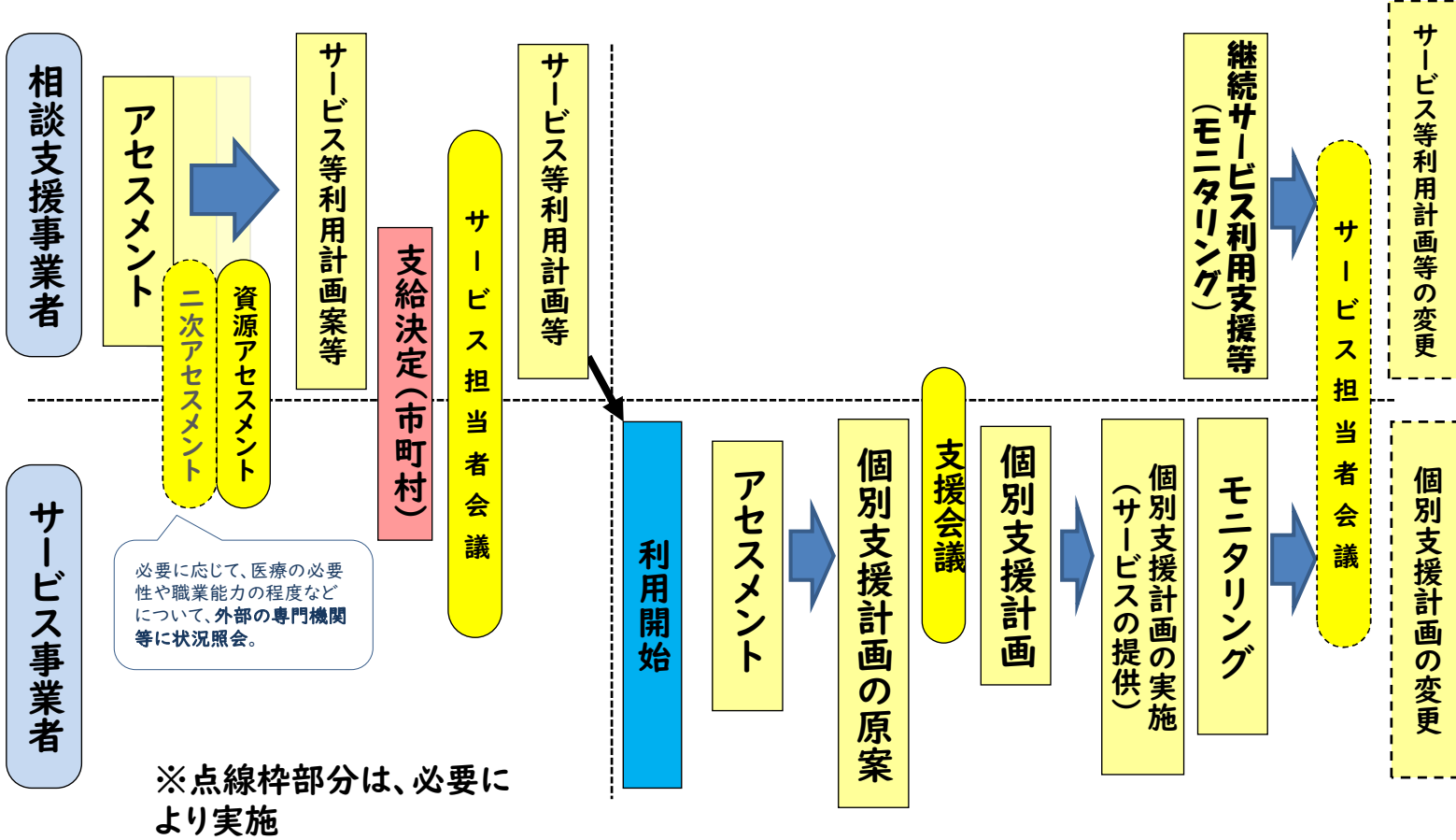
【長期目標】

具体的な到達目標及び支援計画等

具体的到達目標	本人の役割	支援内容 (内容・留意点等)	担当者	優先 順位

上記の計画書に基づきサービスの説明を受け、内容に同意しました。
同意年月日: 年 月 日 利用者氏名

指定特定相談支援事業者（計画作成担当）及び障害児相談支援事業者と
障害福祉サービス事業者の関係



IV まとめ

相談支援（ケアマネジメント）とは

相談支援（ケアマネジメント）の定義は多義にわたるが、

- ・相談支援（ケアマネジメント）とは、障がい者の地域生活を支援するための「技法」であり、計画そのものを作る「プランニング」だけでなく、
 - ご本人と相談支援事業所が出会う「インテーク」
 - 計画作成に当たっての「アセスメント」
 - 計画に基づく「実施」
 - サービス提供による変化を確認する「モニタリング」
 - 事業所の変更やライフステージの移行に伴う「終了と事後評価」

○技法だけではなく、「本人ニーズ中心」・「チームアプローチ」・「社会資源の改善・開発」が重要な働きとなる

相談支援（ケアマネジメント）とは

【縦のマネジメント】

先見性（今後を見通す力）

利用者と一緒に将来を見通せる力に基づく、「ライフステージに合わせた支援」

【横のマネジメント】

俯瞰性（全体を見通す力）

本人だけでなく、背景を考える力に基づく「関係者の協働による支援ネットワークの構築」

を実践すること。

その中心には

「本人」と「相談支援専門員」が位置していること。

相談支援専門員とは

「**基本相談**を基盤としてサービス等利用計画作成を行う**個別支援**」だけでなく、

「**協議会活動**を核とした、ネットワーク構築による地域力の向上、社会資源の開発等の**地域づくり**」を視野に入れ、この両者に連続性と整合性をもって取り組むことができる人材

- ネットワークの構築 → 地域の支援力を高める
- 相談支援（ケアマネジメント）はソーシャルワークであり
相談支援専門員は**ソーシャルワーカー**である

相談支援専門員に求められる資質

（1）信頼関係を形成する力

利用者の思いを理解し、受けとめる姿勢

（2）相談支援に係る幅広い知識と技術の習得

- ①利用者の**生活のしづらさの理解**
- ②福祉分野や他の分野についての**幅広い知識（制度やサービス含）**
- ③基本的な**コミュニケーション技術（対人援助技術）**
- ④基本的な**面接技術**
- ⑤ニーズを理解し、探し出す**アセスメント力**
- ⑥チームアプローチやネットワークを**形成する力**
- ⑦社会資源を**活用・調整・開発する力**
- ⑧**交渉力・調整力**

相談支援（ケアマネジメント）の基本姿勢

「支援者」と「利用者」という関係構造があっても、医学モデルのような『一方的な提案型』ではなく、『**本人中心型**』の**社会・生活モデル**として利用者の主体性や自律性の尊重を基本とする。

- ① **ノーマライゼーション**：「想像力」を持って本人が思うノーマルとは何か根拠を「創造力」を持って作り出すこと。
→「多様な選択肢がある」「YesもNoも言える環境」
- ② **ソーシャルインクルージョン**：障がい福祉施策だけでなく、「一般施策」も視野に入れる姿勢。
- ③ **エンパワメントとストレングス**：「生活のしづらさ」だけでなく、「強み」を見極め、取戻し強化する。

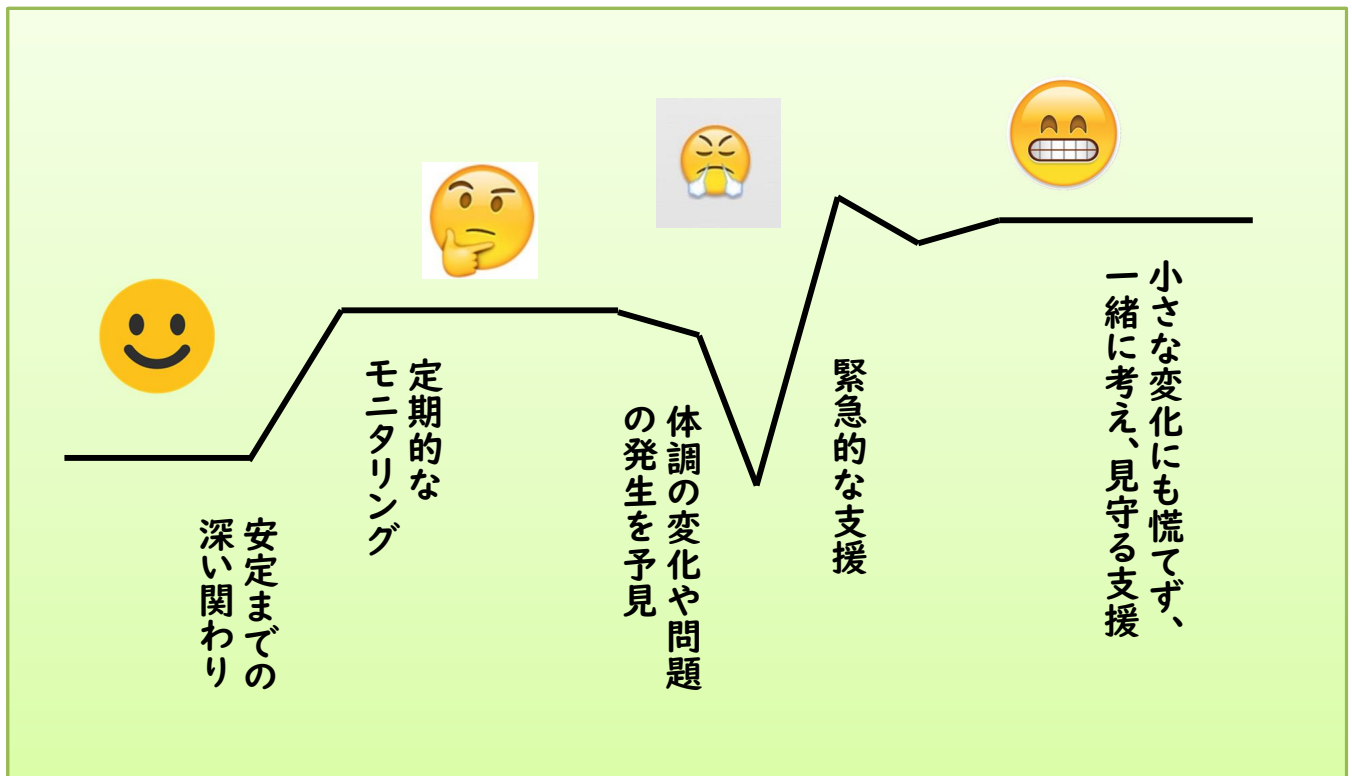
※**専門用語は少なく**、どう、その言葉の意味を理解し、伝えていくか

地域生活支援とは

ケアマネジメントによる専門的知見で課題を整理し、人や物・地域とのつながりを橋渡しし、障がいがあってもその人らしい生活を送れるよう継続的に支えること、相談支援（ケアマネジメント）そのものが生活支援である。

- ① **個別性を重視した地域生活の総合的支援**
→個々の置かれた環境により多様な視点での支援が必要
- ② **地域移行・地域定着支援の推進** →
長期入院や長期で入所されている方が地域で普通に暮らすための支援プロセス
- ③ **ライフステージを視野に入れた継続的な支援**（移行期の重要性）around 6・18・40・65

長い目で二人三脚の関わりを



これからしなくてはならないこと

- ① サービス等利用計画と実施は「**契約**」です。
だから一緒に作りましょう。
- ② 本人の思いに耳を傾けていますか
「来年の今頃、どこで・どうしていたい？」
「来年の誕生日はどこで・誰と過ごしたい？」
- ③ 「していること」も「していないこと」も…
自分の業務アセスメントの客観性
- ④ 「あるもの」と「ないもの」…
社会資源（サービス事業所等）のアセスメント・地域格差
- ⑤ 「本人」を変えるのか、「環境」を変えるのか
私たちの支援の目的は、本人を矯正することではない

これからしなくてはならないこと

⑥ 誰に寄り添って支援していくのか…

本人中心・家族との関わり方

⑦ 自分たちのしていることを「説明できること」とその証拠として

「記録に残すこと」

「個々の生活」と「地域」の Before & After の可視化

※相談支援（ケアマネジメント）に関する専門知識の習得及び技術の向上に努め、保健・医療・福祉・教育等の関係者と個別のニーズや地域の実情に即して創意工夫しながら連携を図り、利用者が地域で安心して生活が送れるよう支援を行っていくことが求められます。

終わりに

自分なら、どんな相談支援専門員に計画書を作ってもらいたいですか？

自分なら、こういった関わり方をされたいですか？

※自分に置き換えること、自分ならどうされたいかをいつも考えることが相談支援（ケアマネジメント）の基本姿勢に繋がると思います。

是非、利用者さんの為に、人生のプランを一緒に考えていきましょう。

